

児童福祉法成立期における保育所保育内容の確立

—吉見静江の保育理念と乳幼児理解—

○ 聖学院大学 田澤 薫 (2560)

児童福祉法・吉見静江・保育所

1. 研究目的

保育所の保育は、児童福祉法（以下、法）制定当時には運営方法も保育内容も確立していたわけではない。その認識に立って、昨年度は保育所利用者の側の理解・評価が1950年代の後半に変容することから応答関係としての保育内容の変容を辿る手掛かりとして『保育児童のケースワーク事例集』（厚生省児童局 1957年～1959年に全3巻刊行、以下『事例集』）に着目し、その「評」の分析を通して、「幼児理解」と「ケースワーク」が保育所保育の礎となったことを明らかにした。（「保育はいつから福祉になったか—『保育児童のケースワーク事例集』にみる「幼児理解」とソーシャルワーカー」日本社会福祉学会2016.9.11 佛教大学、当日の協議を踏まえ大幅に加筆修正したものを「保育所保育の独自性を探る—『保育児童のケースワーク事例集』にみる幼児理解とソーシャルワーカー」聖学院大学論叢 29-2 2017.3 1-14 として発表した）

その過程で、厚生省児童局保育課長として『事例集』刊行事業を直接担ったとみられ、自身も評者の一人を務めた吉見静江の「評」に上記の要素が的確に収められていることから、保育所保育の独自性確立における鍵人物として吉見静江の言説と氏が厚生省に入職する以前に興望館セツルメント（以下、興望館）で館長として携わっていた保育事業の検討が必須と考えられた。

そこで本研究では、興望館時代から保育行政の責任を負った厚生省時代を通じた吉見静江の言説をたどり、合わせて興望館における保育事業の実際と保育課長としての保育行政における活動を追い、法制定以降に保育所の保育が実態として形成されていく様相を整理することで、今日に継承される保育所保育の本質に迫りたい。

2. 研究の視点および方法

『事例集』のほか、法制定以来、保育所の具体的な運営と保育内容の確立を支えた行政からの文書を中心に検討するとともに、公的刊行物ではない形で吉見が保育所保育に関して著し実質的に保育行政の指針となった『保育所児童の生活指導』（赤城書房1954）等を用いて、吉見が保育所保育として提起していた保育の方法論と保育内容を整理する。

吉見が館長を務めた興望館の運営・実践史に関しては、すでに関係者の手でまとめられ公刊されている非常に豊富な資料がある。興望館創立75周年記念誌編集委員会編『興望館セツルメント七五年の歴史』1995、瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江—そ

の実践活動と時代背景』2000、瀬川和雄編著『北米・カナダ諸教会派遣 婦人宣教師達の足跡 1935～1940 付 戦前期児童保護関係資料』2004、瀬川和雄編著『激動のなかで 混乱期に於ける日本人理事による理事会記録 昭和16年4月～昭和27年3月』（上記4文献はいずれも社会福祉法人興望館発行）これらを用いて、吉見静江の保育所保育の方法論と保育内容の理念を形成する基となった興望館での保育事業の経験を整理する。

上記の2つの作業領域から得られたことから、法が器として描いた保育所の保育がどのように具体化され、保育所保育の専門性を築く土台となったのかを明らかにする。

3. 倫理的配慮

本発表は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。現段階では公刊された文献資料による歴史研究であり、個人情報取扱等については特段の配慮を要さないが、歴史資料の使用に際しては史料批判の視点から今日的使用についての適切性を精査した。なお、今後、社会福祉法人興望館が所蔵する原資料を用いる研究に進むことが想定されており、その開始に際しては、社会福祉法人興望館と倫理的配慮について十分に協議するとともに、事前に勤務先の研究倫理審査を受けることとする。

4. 研究結果

日本基督教婦人矯風会外人東京支部が1919年に開設した東京・本所（現在の墨田区）の興望館セツルメントに、関東大震災を越えて保育施設が設けられ、その館長に、ニューヨーク社会事業学校でソーシャル・ワークを学んで帰国した吉見静江が就いたのは1929年である。吉見が掲げた三大方針は「1.教育、2.救済、3.保健」であり、乳幼児や学童、その父母を対象とした教育活動はセツルメントの支柱と考えられた。

職員にもセツル（定住）が求められ、8時から16時（1932年当時）の保育時間に対して7時前に来る者も19時過ぎの迎えもあるという地域住民の生活に沿う運用がなされた。各人が当事者として取組むことが大切にされ、保育園も例外ではない。地域環境の悪条件は乳幼児が育つ生活のあり様と直結すると認識し、その現実に対峙する保育として興望館の保育園は食の改善に力を入れた。吉見の言説に添うこうした実践が資料から整理された。

5. 考察

保育所の子どもに個別指導を基本としながらもグループ指導を行うことを保育の核と述べる吉見は、その論のなかで、グループワークの共通点として「健康習慣の確立」「自立の生活態度を身につけさせる事」「人々との生活の中に自身の立場を見出し、人の立場を認識し、人と場合（事態）とに適応していく態度を身につけさせる事」を挙げる。いずれもが「習慣」「態度」「認識と態度」習得をねらい、生活訓練等ではなく、陶冶による自己の育成を求める。「成長は内部から起るもの」と吉見はいう。吉見の保育理論には子ども自身の成長への深い信頼があり、自助の精神の確立を謳ったセツルメントの主題を含んでいる。

この報告は、平成29年度科学研究費（基盤研究C）（一般）「近現代日本社会における保育の公的責任性に関する史的研究」課題番号25380766による助成を受けた研究の成果の一部である。